

福井県報

第 340 号
令和 7 年
3月11日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定（89・障がい福祉課）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定（90・同）…………… 2
- 救急業務に係る医療機関の認定（91・坂井保健所）…………… 2
- 救急業務に係る医療機関の認定（92・奥越保健所）…………… 2
- 道路の区域の変更（93・道路保全課）…………… 3
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（94・建築住宅課）…………… 3

訓 令

- ※福井県職員顕賞規程の一部を改正する訓令（1・人事課）…………… 4

監査委員告示

- 住民監査請求の結果の公表（6）…………… 5

公安委員規則

- ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則（
2・地域指導課）…………… 10

正 誤

- 令和7年2月25日福井県監査委員告示（監査の結果に関する報告の公表）…………… 12

告 示

福井県告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

病院および診療所

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	得田内科医院	福井市文京1丁目19-24	得田 彰		福井市文京1丁目19-24	令和7年3月1日

福井県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院医療	訪問看護ステーション所在地	訪問看護ステーション ハートりんく	福井市江端町32-42	福井市江端町32-42	福井市江守中町7-104 平井ビルⅡ 1階テナント

福井県告示第91号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 藤田神経内科病院
- 3 所在地 坂井市丸岡町羽崎31-12-1
- 4 認定の有効期間
自 令和6年11月19日
至 令和9年11月18日

福井県告示第92号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人キラキラ会松田病院
- 3 所在地 大野市要町1番13号
- 4 認定年月日 令和7年2月27日
- 5 認定の有効期間
自 令和7年3月15日
至 令和10年3月14日

福井県告示第93号

一般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和7年3月11日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	越前市南坂下町35字神儀谷25番2地先から 越前市八石町13字竹生島17番2まで	9.0 ～ 136.5	2,294.8
		旧	越前市南坂下町35字神儀谷25番2地先から 越前市八石町13字竹生島17番2まで	9.0 ～ 136.5	2,294.8
		旧	越前市南坂下町35字神儀谷25番2地先から 越前市八石町10字吉原1番5まで	7.0 ～ 22.0	1,499.9

福井県告示第94号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
嶺北殖産有限会社
福井県福井市若杉3丁目1701
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
福井県福井市若杉3丁目1701

訓 令

福井県訓令第1号

庁中一般
各出先機関
労働委員会事務局

福井県職員顕賞規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県職員顕賞規程の一部を改正する訓令

福井県職員顕賞規程（平成16年福井県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、知事部局および労働委員会の職員等で、<u>福井県職員クレド（職員等が自発的に、かつ、責任を持って行動することを目的とする行動規範をいう。以下同じ。）</u>を<u>実践し、業務の改善活動等に意欲的に取り組んだもの</u>、職務に関し優れた成果を上げたもの、職務外において社会的な善行があったものおよび永年良好な成績で勤続したものを顕賞し、もってその功労に報いるとともに、職員の勤務意欲の高揚および業務能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(福井県職員クレドアワード)</p> <p>第4条 福井県職員クレドアワードは、福井県職員クレドに基づく行動を<u>実践した職員等</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し授与する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(表彰の推薦等)</p> <p>第8条 職員等は、第4条に規定する基準に該当する者があると認める場合（<u>自らが該当する場合を含む。</u>）、その都度、総務部長に表彰の推薦を<u>することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、知事部局および労働委員会の職員等で、職務に関し優れた成果を上げたもの、職務外において社会的な善行があったものおよび永年良好な成績で勤続したものを顕賞し、もってその功労に報いるとともに、職員の勤務意欲の高揚および業務能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(福井県職員クレドアワード)</p> <p>第4条 福井県職員クレドアワードは、福井県職員クレド<u>（職員等が自発的に、かつ、責任を持って行動することを目的とする行動規範をいう。）</u>に基づく行動を<u>実践した職員等</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し授与する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(表彰の内申)</p> <p>第8条 部(局)長は、所属する職員等のうちに、第4条に規定する基準に該当する者があると認める場合にあつてはその都度、様式第1号により、第6条第1項第1号に規定する基準に該当する者があると認める場合にあつては毎年11月末日までに、様式第2号により総務部長に表彰の内申を<u>しなければならない。</u></p>

2 部（局）長は、所属する職員等のうちに第6条第1項第1号に規定する基準に該当する者があると認める場合、毎年11月末日までに様式第2号により総務部長に表彰の内申をしなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この訓令は、令和7年3月11日から施行する。

監査委員告示

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和7年3月7日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和7年3月11日

福井県監査委員 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

第1 請求の内容

請求人による請求の内容は、次のとおりである（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）。

2023年度福井県議会政務活動費に関する職員措置請求書

「福井県政務活動費の交付に関する条例」第3条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）には「政務活動費は、会派および議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、県民相談、各種会議への参加等県政の課題および県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に値する経費に対して交付する。」とある。

政務活動費の充当対象経費は、当然ながら、政務活動との間に合理的関連性を有することが認められること、即ち、政務活動費の充当が、議会活動に現に役立っている、あるいは今後役立つ可能性があること等の理解と推認が得られることが必要である。これらについて県民に説明できないものは不当な支出であり返還されるべきである。

また、議員の多彩な（広範多岐にわたる）諸活動には、政務活動とその他の活動との明確化（意識づけ）が必要であり、政務活動費を充当した活動に諸活動が重なり合っている（混在）場合には、諸活動の比率分を按分すべきである。

以上の観点で検証した2023年度福井県議会政務活動費の「収支報告書等」には、県民として納得できない支出が存在した。よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、福井県知事に対し、下記のとおり、これらの支出を行った5名に支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じることを求める。

記

1 調査研究費2件

(1) 小堀友廣議員

6月10日に、「十戦車若狭友の会総会に出席し国防について意見交換」として、調査研究費（会議費負担金）8,000円、および交通費1,702円を支出している。

しかし、案内状の内容は不明確で、会の趣旨もわからない。よって、本件は政務活動に資する調査研究とはいえない不当支出であり、全額返還されるべきである。

(※) 支出証拠書類等3枚添付（通し番号/6、64、65）。

(2) 藤本一希議員

「県外・海外視察報告書」によると、3月16日～20日間に「オランダにて意見交換」として、調査研究費（旅費）248,383円を支出している。

しかし、旅費関係の資料以外は外務省欧州局西欧課の作成資料のコピーが添付されていただけであり、「県外・海外調査報告書」に記載された6行からは、具体的な視察内容を知ることができない。

政務活動費を使って海外視察を行ったからには、どのような問題や課題を明らかにするために必要な視察だったのかを県民に説明する責任がある。そのためには、きちんとした視察成果の報告書が必要であり、本件はそれを怠っている。よって、本件は政務活動に資するとは認められない不当支出であり、全額返還されるべきである。

なお、マレーシア視察を行った時田和一良議員は視察報告書（全16頁）を添付している。

(※) 藤本議員の支出証拠資料等26枚（綴込み順の通し番号/1、358～365、7、259、248～253、263～267、274、260～262）、および時田議員の同資料18枚（通し番号/1、181～197）添付。

2 事務費4件

(1) 斉木武志議員

5月5日に、「椅子購入費」として、事務費（備品費）96,800円を支出し、全額充当している。政務活動費マニュアルでは、備品費の1件あたりの取得金額は10万円未満を対象としているが、上限すれすれの高額である。ちなみに、田村康夫議員も事務費でオフィスチェアを購入しているが、価格は19,900円で、政務活動費充当は1/2按分である。

このような高額椅子は、議員活動とは無関係の趣味的な贅沢品にすぎず、市民感覚として必要性が全く理解できない。また、椅子の設置場所が議会以外の場所であるなら、支出は当然按分されるべきであり、少なくとも充当額の1/2以上の返還を求めるべきである。

(※) 斉木議員の支出証拠資料等3枚（通し番号/35～37）および田村議員の同資料3枚（通し番号/60～62）添付。

(2) 大和久米登議員/その1

政務活動費マニュアルでは、備品のうち、パソコン、プリンター、タブレット端末、コピー機、ファクシミリ、プロジェクター等のOA機器については、1件あたりの取得金額が20万円未満のものを対象としており、これらの購入に事務費（備品費）を充当している事例は少なくない。しかし、森嘉治議員のように「後援会活動との按分」により1/2の充当に留めている事例がほとんどである。

大和久米登事務所あての、(株)Aからの明細書2頁分の請求額は494,120円で、大和議員が事務費（備品費）で充当したのは、428,120円である。（電気工事と照明器具の66,000円のみ充当外）。

領収書等添付票は、①165,000円（パソコン購入）、②54,780円（プリンター購入）、③54,780円（インクカートリッジ購入）、④44,000円（セットアップ）、⑤109,560円（パソコン、プリンター周辺機器）の5枚で、うち、パソコンに係る支出は

318,560円(①+④+⑤)、プリンターに係る支出は109,560円(②+③)になる。
支出日は、①、②、③が2月17日、④と⑤が2月18日である。

前記①～⑤の支出は、パソコンを利用するために必要な一体的な支出と考えるべきであり、まず、合計額から20万円(OA機器の充当限度額)を差し引いた金額は返還されるべきである。その上で、購入したパソコンと周辺機器が、政務活動以外の後援会活動や政治活動等にも使用されるのは常識的なことであるから、充当限度額20万円の1/2～2/3は返還されるべきである。

(※)大和議員の支出証拠資料等15枚(綴込み順の通し番号/1、27～35、42、43、39～41)、および森議員の同資料10枚(通し番号/1、10～18)添付。

(3) 大和久米登議員/その2

2月13日に、「パーテーション購入」として事務費(消耗品費)99,000円を支出している。備品費の1件あたりの取得金額は10万円未満を対象としているが、上限額に近い高額な支出であるにもかかわらず、支出証拠資料は領収書のみで、請求書も現物の写真の添付もなく、さらに全額充当である。このように、本件は、支出の内容も意図も不明であるため全額返還されるべきである。

(※)大和議員の支出証拠資料等1枚(通し番号/26)添付。

(4) 山岸みつる議員(2件)

1月6日に、「ノートパソコン購入」として事務費(備品費)193,070円、1月11日に「ノートパソコン用ケーブル購入」として事務費(消耗品費)4,048円を支出し、それぞれ全額充当している。

しかし、先述のとおり議員には政務活動以外にも、広範多岐にわたるその他の活動があるため、備品や事務用品についても汎用性が推定される。よって、本件の支出についても按分に留意するのは当然であり、按分を怠った分は返還されるべきである(例えば、森議員は1/2按分)。

(※)山岸議員の支出証拠資料等6枚(通し番号/1、314～316、324～325)添付。

第2 監査委員の除斥

福井県監査委員のうち山本建および松崎雄城は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7

年1月9日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 請求人による証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年1月21日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、同日、請求人が出席し、改めて請求の要旨について陳述した。

2 監査対象機関

福井県議会局

第5 監査の結果

監査結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 事実関係の確認および監査委員の判断

(1) 小堀友廣議員の調査研究費について

ア 事実関係の確認

監査対象機関(以下「対象機関」という。)から、

・十戦車若狭友の会は、防衛思想の普及および自衛隊今津駐屯地(第10戦車大隊が駐屯)の激励等、自衛隊と嶺南地方の住民との交流、防衛基盤の育成、発展に寄与することを目的としたものである。

・総会および意見交換会に、小堀議員は議員の立場で出席している。ほかには、会役員、元自衛隊員、嶺南の首長等が出席し、第10戦車大隊廃止後の原子力施設の防衛態勢、大規模災害への対策、嶺南地域への自衛隊の配備等について意見交換を行った。

・小堀議員は福井県議会の嶺南地域振興議員連盟の副会長であるとともに、防衛議員連盟の理事であり、両議員連盟は、毎年、原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置や嶺南地域への自衛隊の配備に関する要望を政府に対して行っている。令和6年8月には、当該意見交換会で出た意見を踏まえたうえで、両議員連盟が要望を行っている。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

政務活動費マニュアル(以下「マニュアル」という。)では、会議費負担金の運用基準を「会派(議員)が所属しない他団体(企業、学校、個人サークル等を含む)が主催する会議等であること」、「実質的な意見交換を目的とした会議等であること」としている。上記(1)アで確認した事実から、小堀友廣議員の調査研究費は、マニュアルに適合して執行されているものと認められる。

(2) 藤本一希議員の調査研究費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

・マニュアルでは、「国外への調査は、特に明確な調査目的と有用性が求められる」としており、県外・海外調査報告書、その他提示される資料のほか、必要に応じて議員に聞き取りを行って確認している。

・今回の海外調査は、在宅ケア・訪問看護事業者の組織マネジメントシステムや人材育成、再生可能エネルギー開発等について、先進地域であるオランダを視察し、その現状や問題点等を調査することにより、県の施策に係る課題の指摘や提案に資することを目的としたものであり、調査目的と有用性が十分に存在していると判断している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

マニュアルで提出を求めている「県外・海外調査報告書」には具体的な視察内容や成果までは記載されていないが、上記（２）アのとおり対象機関が調査目的と有用性を確認しており、請求人の主張する「きちんとした視察成果の報告書」が添付されていないことをもって、不当な支出であるとは言えない。

（３）斉木武志議員の事務費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

・備品費の基準は、椅子については一件あたりの取得金額が１０万円未満ということのみである。

・県議会議員であった当時、政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々の場所にあり、当該椅子は、前者で使用していることを確認している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

事務費（備品費）として、椅子の購入費に９６，８００円を充当することは、マニュアルの用途基準上認められている。また、政務活動を行うことを目的とした事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用していた事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

（４）大和久米登議員の事務費（その１）について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

・マニュアルに定める「一件あたりの取得金額」の「一件」とは、請求単位ではなく、品目単位である。減価償却資産においては、パソコン、プリンター等のように単独で機能を発揮することができるものはそれぞれを一件として取得価額が判定されているところであり、社会通念上も妥当と考えている。

・政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々にあり、当該パソコ

ン等は前者において政務活動にのみ使用していることを確認している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

税法上の取扱い等に鑑みると、対象機関の備品の「一件」のとらえ方は適正を欠くものとは言えない。また、パソコン等は政務活動を行う事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用している事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

（５）大和久米登議員の事務費（その２）について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

・現地を確認したところ、大和議員が賃借している事務所は他人の店舗の一角であり、パーテーションはその店舗部分との仕切りとして使用している。

・パーテーションは政務活動のみを行う事務所において使用していることを確認している。

・県の財務規則上は消耗品費として取り扱うことも可能であるが、備品費に修正し、現物の写真を公開する。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

対象機関が現地において使用状況を確認したところ、パーテーションは政務活動を行うとする事務所に設置されており、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

（６）山岸みつる議員の事務費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

・政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々にあり、当該パソコンは前者において政務活動にのみ使用していることを確認している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

パソコンは政務活動を行う事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用している事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

２ 結 論

本件請求には、理由がないものと認め棄却する。

３ 意 見

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務に当たり留意すべき点等につ

いて次のとおり意見を付す。

マニュアルでは、「国外への調査は、特に明確な調査目的と有用性が求められる」としているが、海外視察を行った場合に提出を要する「県外・海外視察報告書」の様式では、調査目的や調査の有用性を記載するようにはなっていない。このような項目を様式に追加するなど、政務活動費の使途の透明性をより一層高められるよう検討されたい。

また、議員の活動は多岐にわたっており、政務活動とそれ以外の活動を厳密に区分することが難しい場合も多々あると考えられるが、マニュアルにおいて、政務活動費を充当するにあたっては、活動実態や使用実態に応じた割合で按分するものとされており、支出の合理性について県民に対する説明責任を果たす必要があることを改めて認識されたうえで、適用した按分割合の根拠や妥当性を分かりやすく開示する方策を検討されたい。

公安委員規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月11日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第2号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則（昭和54年福井県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。				交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、次の表のとおりとする。			
1 署所在地、交番および駐在所				1 署所在地、交番および駐在所			
所属署名	名称	位置	所管区	所属署名	名称	位置	所管区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
同 鯖江警察署	(略)	(略)	(略)	同 鯖江警察署	(略)	(略)	(略)
同 越前警察署	(略)	(略)	(略)	同 越前警察署	(略)	(略)	(略)
	国高交番	(略)	(略)		国高交番	(略)	(略)
	<u>越前たけふ駅前交番</u>	<u>// 岩内町</u>	<u>越前市のうち 北町、杉崎町、真柄町、戸谷町、 長尾町、中新庄町、三ツ屋町、 西尾町、矢放町、帆山町、矢船町、 向新保町、小野谷町、畑町、 西谷町、荒谷町、平林町、 庄田町、大手町、岩内町、大屋町、 葛岡町</u>				
	今庄駐在所	(略)	(略)		今庄駐在所	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	南条駐在所	(略)	(略)		南条駐在所	(略)	(略)
				北新庄駐	<u>越前市北町</u>	<u>越前市のうち</u>	

味真野駐在所	<u>越前市池泉町</u>	越前市のうち 松尾谷町、余川町、池泉町、文室町、味真野町、萱谷町、上大坪町、五分市町、南小山町、北小山町、清水頭町、上真柄町、宮谷町、金屋町、蓑脇町、中居町、入谷町、上真柄宮谷入会地
王子保駐在所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
河野駐在所	(略)	(略)
今立交番	越前市粟田部町	越前市のうち 粟田部町、粟田部町中央1丁目、粟田部町中央2丁目、西檜尾町、千原町、 <u>定友町、新在家町、岩本町、大滝町、不老町、杉尾町、轟井町、島町、大平町、長五町、八石町、別印町、中印町、南坂下町</u>
池田駐在所	(略)	(略)

在所		<u>北町、杉崎町、真柄町、戸谷町、長尾町、中新庄町、三ツ屋町、西尾町の一部</u>
味真野駐在所	// 池泉町	越前市のうち 松尾谷町、余川町、池泉町、文室町、味真野町、萱谷町、上大坪町、五分市町、南小山町、北小山町、清水頭町、上真柄町、宮谷町、金屋町、蓑脇町、中居町、入谷町、上真柄宮谷入会地
北日野駐在所	// 矢放町	越前市のうち <u>矢放町、帆山町、矢船町、向新保町、小野谷町、畑町、西谷町、荒谷町、平林町、庄田町、大手町、西尾町の一部、岩内町、大屋町、葛岡町</u>
王子保駐在所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
河野駐在所	(略)	(略)
粟田部交番	越前市粟田部町	越前市のうち 粟田部町、粟田部町中央1丁目、粟田部町中央2丁目、西檜尾町、千原町
池田駐在所	(略)	(略)
岡本駐在所	越前市新在家町	越前市のうち <u>定友町、新在家町、岩本町、大滝町、不老町、杉尾町、轟井町、島町、大平町、長五町、八石</u>

							町、別印町、中印町、南坂下町
	南中山駐在所	越前市中津山町	越前市のうち 新堂町、赤坂町、国中町、東庄境町、中津山町、西庄境町、山室町、野岡町		南中山駐在所	// 中津山町	越前市のうち 新堂町、赤坂町、国中町、東庄境町、中津山町、西庄境町、山室町、野岡町
	服間駐在所	(略)	(略)		服間駐在所	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
同 敦賀警察署	(略)	(略)	(略)		同 敦賀警察署	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
2	(略)				2	(略)	

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第1号の表同越前警察署の部粟田部交番の項中「粟田部交番」を「今立交番」に改める部分の改正規定は、公布の日から施行する。

正 誤

令和7年2月25日福井県報定期第338号 監査の結果に関する報告の公表（福井県監査委員告示第5号）

ページ	段	行	誤	正
18	2	3	監査を実施した結果、是正または改善を要するものは、指摘事項5件（団体1件、所管所属4件）、指導事項40件（団体23件、所管所属17件）であった。	監査を実施した結果、是正または改善を要するものは、指摘事項5件（団体1件、所管所属4件）、指導事項39件（団体22件、所管所属17件）であった。
20	1	11	団体に対する指導事項が1件認められた。	指摘・指導事項はなかった。

※変更箇所は下線部のとおり。